


令和6年度 障害者外出支援券の交付が始まります

～受け付けは3月25日(月)から～

市は、障害のある人の社会参加を促進するため、要件に該当する人に障害者外出支援券を交付しています。
障害者外出支援券は、「福祉タクシー券」と「自動車燃料助成券」のどちらかを選んでいただきます。
※交付を受けた後、年度途中の変更はできません。

種別	福祉タクシー券(年間21,600円)	自動車燃料助成券(年間14,400円)
対象者	<p>市内に住所を有し、次のいずれかの手帳を持っている人</p> <p>①身体障害者手帳 1級～4級 ②療育手帳(A)・A・(B) ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級</p> 	<p>福祉タクシー券の交付要件を満たす人で、自動車運転免許を所持していない人、かつ、次の1～3のいずれかに該当する人</p> <p>1. 「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する同居者」がいる人 2. 自動車運転免許を所持する同居者はいないが、本人または同居者名義の自家用車を所有する人 3. 市内の障害者や高齢者などの施設に入所(住所設定)し、入所前の世帯に「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する人」がいる人</p> <p>※要件1・2中の「同居者」とは、住民基本台帳で同一世帯の人のことをいいます。</p>

※障害者外出支援券が使用できるのは、**4月1日(月)から**です。

手続きに必要なもの

●手帳 ●車検証の写し(自動車燃料助成券を希望する人で、交付要件2.に該当する人のみ)

手続き・問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210 または各支所地域振興室・市民生活室

戸籍の制度が利用しやすくなりました

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157

戸籍証明書の広域交付が始まりました

3月1日から、戸籍証明書の広域交付が始まりました。本籍地が遠くにある人も、最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書を取得できます。また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて取得できます。

【取得できる証明書】

- ▼戸籍謄本(全部事項証明書)
- ▼除籍謄本(全部事項証明書)
- ▼改製原戸籍謄本

【請求できる人】

- ▼本人または同一戸籍の人
- ▼父母、祖父母など(直系尊属)
- ▼子、孫など(直系卑属)

【注意点】

- ・郵送や代理人の請求はできません。
- ・窓口に来た人の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- ・一部事項証明書、個人事項証明書(戸籍抄本、除籍抄本)は、請求できません。
- ・電算化されていない戸籍証明書は、請求できません。

戸籍届け出の際の戸籍謄本の添付が不要になりました

これまで、本籍地ではない市区町村の窓口へ届け出を行う場合、戸籍謄本の添付が必要でしたが、原則不要になりました。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



住民票のコンビニ交付も行っています

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、各種証明書が取得できます。

【取得可能な証明書】

- ▼住民票の写し
- ▼印鑑登録証明書

【手数料】
1通につき300円